

さかどししょうがいしゃふくし
坂戸市障害者福祉プラン

さかどししょうがいしゃけいかく
坂戸市障害者計画

さかどししょうがいふくしけいかく だい き
坂戸市障害福祉計画（第7期）

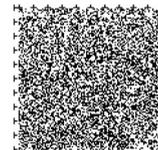
さかどししょうがいじふくしけいかく だい き
坂戸市障害児福祉計画（第3期）

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

がい よう ばん
概要版

れいわ ねん がつ
令和6年3月

さか ど し
坂戸市



計画策定の背景

急激な高齢化や人口減少が進み、従来からの支え合いの仕組みの弱まりや福祉の担い手の減少が懸念され、地域社会をこれからも維持していくには、誰もが役割を持って地域に参加し、支え合いながら暮らす「地域共生社会」を構築することが重要となっています。しかし、障害のある人が社会の様々な活動に参加するには、情報の取得利用・意思疎通が支障なく行えることが必要であり、そのための法整備も行われています。

そうした社会背景や制度の変遷をうけ、本市における地域共生社会の体制整備に向けて、「坂戸市障害者福祉プラン(坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第7期)・坂戸市障害児福祉計画(第3期))」を策定しました。

計画の位置付け・期間

坂戸市障害者福祉プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく「坂戸市障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「坂戸市障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「坂戸市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。なお、計画期間中においても、法律や指針、社会情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【国】障害者基本計画(第5次)

〈計画期間:令和5(2023)年度～令和9(2027)年度〉

【県】(第7期)埼玉県障害者支援計画

〈計画期間:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〉

第7次坂戸市総合計画

〈計画期間:令和5(2023)年度～令和14(2032)年度〉

坂戸市障害者福祉プラン

〈計画期間:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〉

坂戸市障害者計画

・市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本方向と具体的方策を明らかにする計画です。

坂戸市障害福祉計画(第7期)

・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた実施計画として位置づけられます。

坂戸市障害児福祉計画(第3期)

・障害児福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた実施計画として位置づけられます。

坂戸市地域福祉計画(第3期)・

坂戸市社会福祉協議会地域福祉活動計画(第3期)

〈計画期間:令和2(2020)年度～令和6(2024)年度〉

坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)

〈計画期間:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〉

坂戸市子ども・子育て支援事業計画(第2期)

〈計画期間:令和2(2020)年度～令和6(2024)年度〉

第3次坂戸市健康なまちづくり計画

〈計画期間:令和6(2024)年度～令和17(2035)年度〉

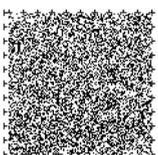
坂戸市子どもの健やか未来応援プラン

〈計画期間:平成30(2018)年度～令和6(2024)年度〉

坂戸市いのち支える自殺対策計画

〈計画期間:令和6(2024)年度～令和10(2028)年度〉

せいごう
整合
↕
れんけい
連携



計画の基本理念

— 目標像 —

「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」をめざして



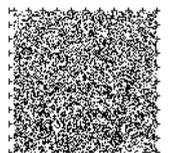
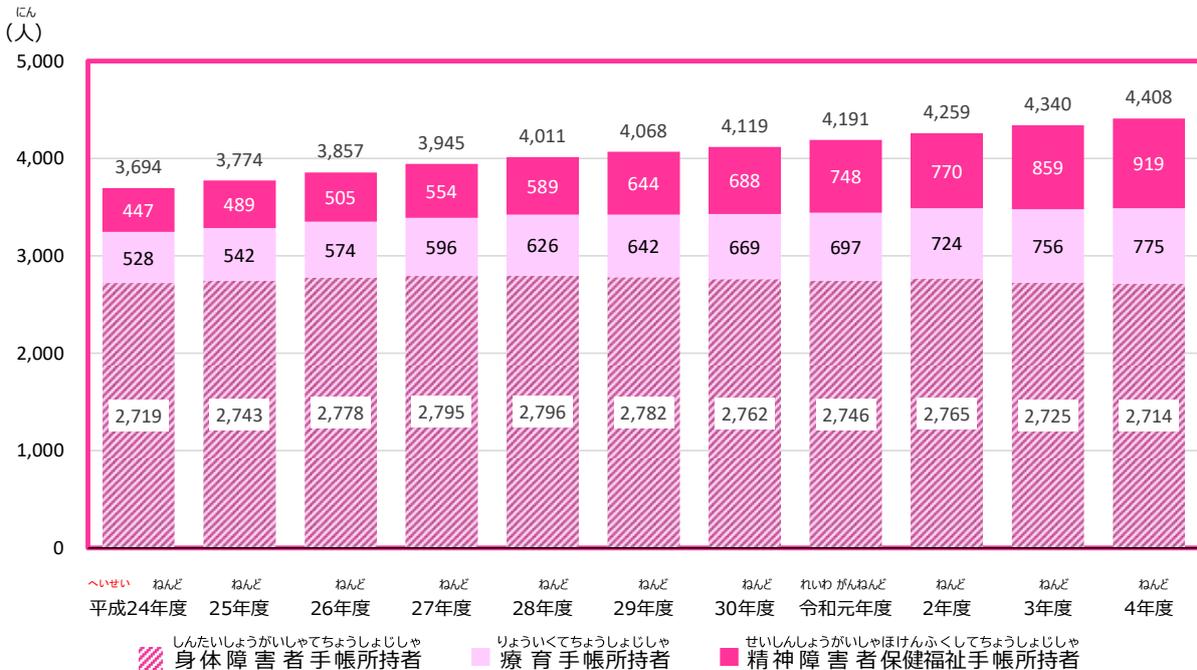
市には、障害のある人やない人、子どもからお年寄り、日本人や外国籍の人など、様々な人が暮らしており、そうしたすべての人が、等しく選択の機会をもち地域社会で包容される共生社会を皆で作りに上げていくことが、ますます重要となっています。しかし、とりわけ障害のある人は、いまだにいろいろな場面で、多くの不安や不都合を感じながら生活しているのが実情といえます。

本計画の基本理念として掲げたこの目標像は、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第6期)・坂戸市障害児福祉計画(第2期)」の目標像でもあります。この目標像を、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第7期)・坂戸市障害児福祉計画(第3期)」においても継承し、社会の構成員全員で障害のある人を取り巻く様々な問題の解決にさらに力を入れて取り組めます。その先には、障害のある人のみならず、すべての市民が生き生きと暮らすことのできる坂戸市が待っています。

障害のある人をめぐる状況

● 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和4(2022)年度には4,408人となり、平成24(2012)年度から 19.3% 増加しました。種類別では、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が大きくなっています。



けいかく きほんもくひょう
計画の基本目標

①【保健・医療の充実】・・「心身ともに健やかに暮らせるまち」をめざして・・

「心身ともに健やかに暮らせるまち」は、住み慣れた地域で心と身体の健康を保つための機会が充実し、必要な保健・医療を受けられるまちです。

②【社会参加への支援】・・「みんなが参加できる差別のないまち」をめざして・・

「みんなが参加できる差別のないまち」は、すべての市民が一人ひとりの思いを大切にし、相互に人格と個性を尊重して様々な活動を行い、あらゆる機会に参加できるよう、情報と環境が整備された共生する社会が実現されるまちです。

③【就労への支援】・・「働く喜びを味わえるまち」をめざして・・

「働く喜びを味わえるまち」は、働くことによって得られる生きがいを育み、みんなで助け合いながら、それぞれに輝きのある日々を送れるまちです。

④【療育・教育の充実】・・「健やかな成長を支えるまち」をめざして・・

「健やかな成長を支えるまち」は、一人ひとりの状況に配慮した療育・教育が用意され、様々なことについて「共に学び共に育ち合う楽しみ」があるまちです。

⑤【「福祉のまちづくり」の推進】・・「安全に外出し、活動できるまち」をめざして・・

「安全に外出し、活動できるまち」は、みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動することができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整っている、安心して生活できるまちです。

⑥【理解と交流の推進】・・「みんなで分かり合えるまち」をめざして・・

「みんなで分かり合えるまち」は、障害の有無と関係なく、すべての市民が排除されたり孤立したりすることなく、社会の構成員としてインクルージョン(包容・包摂)されることの大切さを一人ひとりが理解し、共に生活し、共に活動できるまちです。

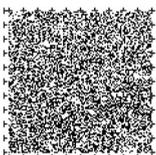
⑦【権利擁護の充実】・・「誰もが安心して生きられるまち」をめざして・・

「誰もが安心して生きられるまち」は、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護が充実しているまちです。そして、成年後見制度の周知や虐待防止等に取り組むことにより障害のある人の人権を確保し、養護者を支援していくまちです。

⑧【情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

・・「情報の受発信が自由にできるまち」をめざして・・

「情報の受発信が自由にできるまち」は、障害のある人が情報の取得・利用・発信を円滑におこなうことができるようICT(情報コミュニケーション技術)の活用が推進されるとともに、手話通訳者や点訳者など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人の育成に積極的に取り組むまちです。



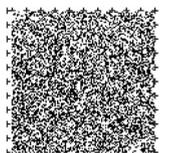
施策の体系

基本目標① 保健・医療の充実

施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 医療サービスの充実	① 地域医療体制の充実	● 障害のある人のための医療・歯科医療の充実
	② 在宅医療の充実	● 訪問看護ステーションとの連携
(2) 障害者医療に関する助成の充実	① 重度心身障害者への支援	● 障害者手当の支給 ● 医療費の助成
	② 精神障害者・難病患者等への支援	● 難病患者等への障害福祉サービス等の情報提供 ● 相談支援体制の充実
(3) 早期発見・早期療養の推進	① 障害を早期に発見するための体制の充実	● 乳幼児健康診査の充実 ● うつ病等の早期発見・相談窓口の啓発 ● 相談体制の充実
	② 健康づくり体制の充実	● 健康づくりに関する教室等の充実 ● 健康相談の充実

基本目標② 社会参加への支援

施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 社会参加活動の推進	① 移動手段の確保	● 身体障害者補助犬の利用支援 ● 障害者等移送車の利用促進 ● 福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成 ● 車椅子の貸出 ● 自動車運転免許取得等への支援
	② 障害者団体等の活動への支援	● 障害者団体、家族会等への支援 ● 障害者団体連絡会への支援 ● 活動の場の確保
	③ 介護者への支援	● 障害児(者)生活サポート事業の充実 ● 介護マークの周知
(2) スポーツ・レクリエーションの充実	① スポーツ・文化活動への支援	● スポーツ活動、文化活動等への支援 ● スポーツ施設の利用促進 ● スポーツ大会への参加促進 ● 文化施設等の利用促進
	② 施設の充実	● 福祉拠点施設の充実



基本目標③ 就労への支援

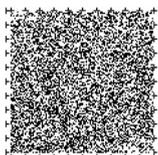
施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 障害のある人の雇用の場の拡大	① 障害のある人への就労支援	● 障害者就労支援センターの充実 ● 事業所等への障害者雇用の促進
	② 公的機関における雇用の拡大の推進	● 就職面接会の充実 ● 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 ● 市職員への障害のある人の雇用促進
(2) 福祉的就労の確保	① 多様な就労の場の確保	● 施設の販売支援
	② 就労に関する情報提供	● 福祉的就労の場に関する情報提供の支援

基本目標④ 療育・教育の充実

施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 幼児教育・療育の充実	① 乳幼児期の支援の充実	● 相談体制の充実 ● 訪問指導の充実 ● 言語発達遅滞児グループ指導の充実 ● 早期療育体制の整備 ● 保育園、幼稚園の充実
(2) 学校教育等の充実	① 学齢期の支援の充実	● 教育センターの充実 ● 通常学級における配慮を要する児童生徒への支援 ● 支援籍における学習の充実 ● 特別支援学級、通級指導教室の充実 ● 教職員の指導力向上 ● 施設のバリアフリー化等の推進
	② 発達段階に応じた継続的な支援	● 発達段階に応じた継続的な支援

基本目標⑤ 「福祉のまちづくり」の推進

施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 福祉のまちづくりの推進	① 公共施設のバリアフリー化	● 施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進基本方針の周知 ● 駅及び周辺の整備
	② 外出しやすい環境の整備	● 外出しやすい環境の整備 ● 市民バスの充実
	③ 住宅の確保及び整備の促進	● セーフティネット住宅等の普及促進 ● 住宅改造費の助成 ● グループホームの整備促進
(2) 防災・防犯対策の推進	① 防災体制の整備	● 避難支援体制の整備 ● 緊急時連絡体制の整備 ● 防災知識の普及等 ● 災害用バンドナの配布
	② 防犯体制等の整備	● 地域安全活動の推進 ● 見守り体制の推進



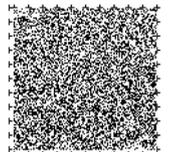
施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 啓発・広報・交流活動の充実	① 交流機会の充実	●各施設での交流促進 ●交流イベント等の充実
	② 啓発・広報活動の充実	●障害者制度の理解促進 ●障害のある人への理解促進 ●市職員に対する研修の実施
(2) ボランティア活動等の促進	① 市民の協力による支援	●ボランティア団体との連携及び育成 ●ボランティア活動等への支援
	② さかどふれあいサービスの活用	●さかどふれあいサービスの利用促進

基本目標7 権利擁護の充実

施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 権利擁護の充実	① 権利擁護の推進	●権利擁護施策の充実 ●人権問題への取組の充実 ●選挙権行使の支援 ●消費者保護の充実
	② 成年後見制度の充実	●成年後見制度の充実
(2) 虐待防止と差別の禁止	① 虐待防止体制整備の推進	●虐待防止体制の充実・強化
	② 差別の禁止の周知	●事業所等への周知 ●差別解消のための相談体制の整備

基本目標8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策の方向	施策	具体的な事業
(1) 情報が取得しやすい環境の整備	① 広報活動・情報提供の充実	●広報紙等の充実 ●情報提供体制の整備 ●手話に関する情報の発信
	② 情報取得に係る用具等の充実	●情報・意思疎通支援用具の支給 ●災害用バンダナの配布(再掲)
	③ 学習活動機会の充実	●生涯学習活動への支援 ●図書館サービスの充実
(2) 意思疎通支援に係る人材育成	① 手話通訳者や視覚障害者支援ボランティアの育成	●手話奉仕員養成研修事業の推進 ●視覚障害者支援講習会の開催



坂戸市障害福祉計画(第7期)・坂戸市障害児福祉計画(第3期)

計画の基本目標

【福祉サービスの充実】・・「自立して生活できるまち」をめざして・・

「自立して生活できるまち」は、障害のある人が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを、必要なときに利用できるまちです。

施策の体系

施策	具体的な事業
(1)令和8(2026)年度に向けた数値目標	①福祉施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児支援の提供体制の整備等 ⑥相談支援体制の充実・強化等 ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
(2)在宅生活を支援する訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援 ⑥自立生活援助
(3)通所施設等日中活動系サービス	①療養介護 ②生活介護 ③短期入所 ④自立訓練 ⑤就労選択支援 ⑥就労移行支援 ⑦就労継続支援 ⑧就労定着支援
(4)入所施設等居住系サービス	①施設入所支援 ②共同生活援助(グループホーム)
(5)相談支援	・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
(6)障害児支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障害児相談支援 ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
(7)発達障害者支援	①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等
(8)地域生活支援事業	●必須事業 ①理解促進啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤意思疎通支援事業 ⑥日常生活用具給付等事業 ⑦手話奉仕員養成研修事業 ⑧移動支援事業 ⑨地域活動支援センター ●任意事業 ①巡回支援事業 ②日中一時支援事業 ③訪問入浴サービス

坂戸市障害者福祉プラン

坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第7期)・坂戸市障害児福祉計画(第3期)

令和6(2024)年3月

発行・編集

埼玉県 坂戸市 福祉部 障害者福祉課

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331(代表) FAX 049-283-1673

<https://www.city.sakado.lg.jp/>

